

H29年度福祉就労強化事業

特定非営利活動法人 長野県セルフセンター協議会

長野県では、障害者就労継続支援事業所等(以下「事業所等」という。)利用者の収入の増加を図り経済的自立を促進するため、事業所等の受注拡大・製品の販路開拓等による工賃アップのための支援を行います。行政の直接支援と民間活用の連携共同による事業で、NPO法人長野県セルフセンター協議会が実施事業の一部を受託実施します。

この事業の対事業所は原則として、就労継続支援B型事業所を対象とします。

長野県セルフセンター協議会が受託実施する事業は次のとおりです。

事業区分	実施方法
①地域連携促進コーディネーター配置による支援	これまで事業化推進員として取り組んできた事業所の個別支援とともに、事業所等が地域と連携し地域の課題に取り組むことにより、新たな事業化、商品化が行えるよう、地域の農業者、企業、行政等へ働きかけを行い、事業所等と地域の橋渡しをします。
②福祉就労コーディネーターの配置による支援	福祉就労強化事業効果的に推進するため、事業部長及びコーディネーター各1名を配置し、事業全体の企画調整関係機関等との連携を図ります。
③共同受注等強化支援	企業や官公庁等からの業務の受託開拓、分配調整、事業所等の製品の共同販売の支援を図ります。 また、障害者優先調達推進法の施行に伴い、障害者就労施設等が提供可能な物品・サービスに係る情報を整理・周知し事業所の受注を推進します。
④民間の専門技能活用支援事業【下記1】	民間の専門技能を活用して工賃アップの取組みを行う事業所を支援します。
⑥工賃向上計画セミナー(Ⅰ) 《工賃向上トップ研修》	就労継続支援B型事業所の管理者及びサービス管理責任者等幹部職員を対象に平成27年度から新たに策定された長野県工賃向上計画に基づく推進計画を事業所等が全体として取り組むことができるよう研修をします。
⑦工賃向上計画セミナー(Ⅱ) 《工賃向上基礎研修》	就労継続支援B型事業所開設3年未満の事業所の職員及び経験年数3年未満の職員等を主対象に、工賃向上の目的と意義及び取組み手順等を研修します。
⑧障がい者の農業就労チャレンジ事業 《農福連携を推進し、働く場を創出・拡大します。》	障がい者就労施設における農業分野での施設外就労及び施設内就労を促進して、働く場を創出し、障がい者の工賃をアップします。 また、農業に取り組む事業所及び事業に参加した農家等の生産品・加工品のマルシェ(市場)等を行い、販売力を強化するとともに県民の障がい者理解を進めます。
⑨農福連携シンポジウム 《基調講演とパネルディスカッション》	農業就労チャレンジ事業の事業報告を行うとともに、農福連携事業等に先進的な取組みをしている農業者等による基調講演やパネルディスカッションを行う。 また、併せて、事業所等の工賃の現状や工賃向上の取組みなどを紹介する。

記

1 民間の専門技能活用支援事業

民間等のより多様な人材を確保し、コーディネーターとして登録し、その営業技術を活用します。研修会講師の依頼や、受注開拓につながる助言・指導、製品開発や販路拡大の助言・指導、作業工賃の増加につながる助言・指導等の支援を行います。

★ご注意＝事業所利用者さんや支援員さん等のスキルアップにつながらない事業、例えば商品デザイン等の外注のようなものは対象になりませんのでご注意ください。「事業決定後であったとしてもその場合は支給されません。」
また、提案事業による工賃向上への数値等を算出し具体的効果を記入のうえ申請して下さい。それらをもとに、個別に審査を行い決定します。

2 実施期間 平成29年5月から平成30年2月まで(一部4/1~3/10まで)

3 申請書・問合せ先等

民間の専門技能活用支援事業による支援を希望する場合は

【別紙、申請書等を、次の地域連携促進コーディネーターの意見を付記して提出してください】

事業のお問い合わせ・ご相談・申請先	長野市若里7-1-7 特定非営利活動法人 長野県セルフセンター協議会	TEL026-291-8280 Fax026-291-8290 Email nselp@ebony.plala.or.jp
「佐久・上田 地区担当」 林 隆幸	東御障がい者相談センター さくら	TEL0268-75-0603 Fax0268-75-0603
「諏訪・上伊那・飯伊 地区担当」 梅津 義雄	上伊那圏域障害者総合支援センターきらりあ	TEL0265-74-5627 Fax0265-74-8661
「木曾・松本・大北 地区担当」 油野 壮一	松本圏域障害者相談支援センター あるぷ	TEL0263-31-5844 Fax0263-82-8864
「長野・北信 地区担当」 大塚 忠雄	長野県セルフセンター協議会	TEL026-291-8280 Fax026-291-8290

【支援額・申請書・実績報告書等様式】

民間の専門技能活用支援事業	単独の事業所等	複数回可 1件あたり上限額 47,000円 複数回実施の場合の上限 94,000円 ※次は事業の参考経費基準です。 ・謝金 3,100円×4H×2人 =24,800円 ・旅費 4,960円×1回×2人 = 9,920円 ・需用費 2,000円×1回×2人 = 4,000円 ・使用料 10円×32枚×25部 = 8,000円 ≒47,000円	申請用紙等 別添1
	【連携プロジェクト】 法人が異なる事業所が3施設以上で連携して行う工賃アップ事業	複数回可 1回の上限額 94,000円 合計の上限額 188,000円	

◎ 民間の専門技能活用支援事業 様式 別添 1

- | | |
|------------------------------------|------|
| 1 平成29年度福祉就労強化事業(民間の専門技能活用支援事業)申請書 | 様式 1 |
| 2 平成28年度就労事業所等工賃支給状況 | 様式 2 |
| 3 福祉就労強化事業「民間の専門技能活用支援事業」実績報告書・請求書 | 様式 3 |
| 4 福祉就労強化事業「民間の専門技能活用支援事業」決定通知書 | 様式 4 |

上記の支援を受けた施設等は、事業完了後速やかに
実績報告書(領収書・請求書・実施内容資料等を添付)を提出すること。